

「第7期五島市障がい福祉計画・第3期五島市障がい児福祉計画（素案）」に対するパブリックコメントの募集結果について

番号	頁	項目名	意見要旨	市の考え方
1	8	(4) 協議会の活性化	自立支援協議会により地域課題の改善に取り組むとありますが、活動内容が公表されないで、市民は地域にどのような課題があり、どのように改善に向けて取り組んでいるのかを知り得ません。 自立支援協議会の会議録または概要をまとめたものをホームページ上で公表をお願いします。	五島市自立支援協議会規則第4条第5項において、「協議会の会議は、公開しない。ただし、協議会が認めた場合は、公開することができる。」と規定されています。 協議会で認めた場合は、協議概要をHPで公表することとします。
2	11	第8節 計画の評価体制	現在は計画策定時にパブリックコメントで市民に意見を求めるのみで、次に市民が計画の進捗を知るのは3年後のパブリックコメントの際となり、その間の進捗を知る術がありません。 自立支援協議会において年度ごとに点検、評価した結果をホームページ上で公表をお願いします。	上記に同じ
3	21 - 23	第4節 福祉施設から一般就労への移行について	各目標値は「令和3年度実績の●倍以上」とあります。⑤の就労定着支援については国が示していることが分かりますが、その他のものはどこから出てきた倍率かわかりません。また、なぜその倍率を設定したのかの根拠も分からず、倍率の妥当性がわかりません。倍率の根拠と妥当性を示してください。	各目標値は国の指針に基づいて設定しております。 分かりやすいよう、⑤と同様の表現とします。
4	27 - 47	第5章 障害福祉サービス、相談支援の見込量及びその確保のための方策 - 第6章 地域生活支援事業	各サービスで見込利用者数と実績利用者数が記載されていますが、サービスの供給が足りているのでその実績と見込み（供給十分で利用数不足の状態）なのか、サービス供給が足りていないのでその実績と見込み（供給不十分で利用数限界の状態）なのか判断できません。つまり、利用者の希望に十分に対応できるだけのサービス量を確保できているのかの判断ができません。そのため、各サービスの事業所数と利用定員の追記をお願いします。 特にグループホームの不足を感じています。	支給決定している情報を基に算定（市外事業所分も含む）しており、実際にサービス利用に至らない方もいらっしゃいます。 事業所数と利用定員の追記については、市外・県外の事業所の範囲まで把握することが困難であることから、本計画への追記は見合わせることにいたします。 算定の方法について、次期計画策定時の検討事項の1つとして自立支援協議会で議論いただくことにいたします。 ご参考までに、市内事業所数及び定員については、「福祉のしおり」に掲載しておりますので、ご参照ください。
5	26 - 42	第5章 障害福祉サービス、相談支援の見込量及びその確保のための方策	各サービス見込利用者数や実績利用者数が0人の者があります。上記の内容とも重複しますが、この表記では提供するサービス自体が五島市に存在しないのか、希望する利用者がいないのか判断できません。 上記と同じく、各サービスの事業所数と利用定員の追記をお願いします。 また、5ページ、第3節 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方、各サービスの「保障」や「確保」と記載があります。それらの文言を使用するのであれば、希望者がいた場合にはそのサービスを提供できなければなりません。その体制がとれているのか、現在の表記ではやはり判断できません。	上記に同じ
6	27 - 47	第5章 障害福祉サービス、相談支援の見込量及びその確保のための方策 - 第6章 地域生活支援事業	毎回のことですが、各サービスで見込利用者数が基本的に3年間同数なのはなぜでしょうか。総人口、年齢構成、各種手帳の取得者数の推移を勘案して各年度での見込利用者数を記載すべきではないでしょうか。	明らかな増減が算定できる部分は見込利用者数を変更しております。基本的には、各障がい者手帳の取得者数に各年度で増減があるため、3年間を同数としております。
7	44 - 45	⑥意思疎通支援事業 ⑧手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員の登録者数が増えることは望ましいことですが、五島市としては手話奉仕員を際限なく増やしていく方針なのでしょうか。 意思疎通支援事業にも係ることですが、手話奉仕員だけではないでしょうか、これから3年間で見込まれる利用者数は4名で実績よりも減っていく見込みであるのに、手話奉仕員を増やしていくことの整合性が見えません。 手話奉仕員登録者数の見込みは35名と一定ですが、登録者数を増やすために事業を行うのであれば、年度ごとに増えていく目標設定をするべきではないでしょうか。	手話奉仕員は、養成研修修了者のうち本人が希望された方を手話奉仕員として登録しておりますが、異動や高齢等を理由に登録を抹消される方が一定数いらっしゃるから、見込み数は一定数としています。 利用者数は、聴覚障害者等の手話利用の可否、死亡等に伴う利用中止等、利用者数の増減があることから、現利用者数で設定しています。 奉仕員として登録された方が他者の支援をできる技術を習得できるまでには研修後の自己研鑽が必要で、また、技術が十分であっても仕事等の理由により希望時間に対応できない奉仕員等も多い状況です。 奉仕員等として活動できる方を増やし利用者の利便性向上につなげるとともに、研修をきっかけとして1人でも多くの方に手話を身近に感じていただくために、研修事業を実施してまいります。